

大津市会計年度任用職員募集要項
【職種：一般事務２種 保険年金課】

令和７年度に大津市において採用する会計年度任用職員を募集します。会計年度任用職員とは一般職の地方公務員で、採用されると服務規程（職務専念義務や守秘義務等）が適用されます。

1 募集人数 1人（週 35 時間勤務 1 人）

2 募集職種 一般事務２種 保険年金課

3 業務内容（所属全体）

- （1）国民健康保険業務における申請受付、窓口相談及び電話対応、国保関連事務、データ入力、現金収納
- （2）国民健康保険料の納付相談及び電話対応、徴収事務、国民健康保険関連事務、データ入力、現金収納
- （3）国民健康保険料の納付相談対応、公用車による訪問徴収、国民健康保険関連事務、データ入力、現金収納
- （4）国民年金業務における申請受付、窓口相談及び電話対応、国民年金関連事務、データ入力、現金収納
- （5）医療費助成業務における申請受付、窓口相談及び電話対応、医療費助成関連事務、データ入力、現金収納
- （6）後期高齢者医療業務における申請受付、窓口相談及び電話対応、後期高齢者医療関連事務、データ入力、現金収納

【業務内容の変更範囲】：なし

（あり） 今回の業務内容は（2）となりますが、翌年度も同じ職が設置され再度任用の場合、業務内容が変更となる可能性もあります。

4 募集対象

- （1）パソコン（ワード・エクセル）の操作が行えること
- （2）窓口や電話等における接遇対応業務に従事可能であること

◎地方公務員法第 16 条に規定する下記の欠格事項に該当する方は応募できません。

- ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・ 大津市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

5 応募受付期間

令和 7 年 6 月 9 日（月）から令和 7 年 6 月 20 日（金）まで

6 応募方法

ハローワークを通じてご応募いただくか、受付期間内に下記の連絡先へ直接電話連絡してください。

選考当日に下記の書類を持参してください。

①ハローワーク紹介状（ハローワークを通じて応募される場合）

②写真を貼付した履歴書

※選考の手続きにおいて提出された個人情報については、選考及び任用の手続きに必要な範囲内でのみ使用します。

【受付時間】土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで

【連絡先】大津市健康福祉部保険年金課 選考担当：神山（こうやま）

電話番号：077-528-2751

7 選考日時及び選考会場

【選考日時】

令和7年6月23日（月）9時15分～ 大津市役所本館4階 第3委員会室

※9時10分までに受付会場へお越しください。

※面接の順番は申込受付順とさせていただきます。

※選考時、応募人数によっては1時間以上お待ちいただくこともありますので、予めご了承ください。

【受付会場】 大津市役所本館4階 第3委員会室（9時10分までに集合）

8 選考方法

面接試験、パソコン実技試験（ワード）

※上記6に記載の選考当日の持ち物をお持ちください。

9 結果の発表

受験者本人宛に、令和7年6月26日頃に、合否通知を文書で発送します。

10 勤務条件

任用期間	令和7年7月1日から令和8年3月31日まで 採用後1ヶ月（実勤務日数が15日に満たない場合は15日まで延長）は条件付採用とし、良好な成績で勤務して初めて正式採用されます。
再度の任用	☒ 原則あり ☐ 原則なし （翌年度も同じ職が設置され、勤務成績が良好な場合は、再度任用する場合があります。）
勤務地	大津市御陵町3番1号 大津市役所本庁 （保険年金課）
勤務地変更の可能性	1 あり ➡ () 2 なし
勤務日	週5日（月曜日～金曜日）

休日	土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）
休暇	年次有給休暇 1年目10日（任用期間に応じて付与） 特別休暇あり（要件あり）
勤務時間	週35時間勤務（1日7時間×週5日）9時～17時 休憩60分
基本給	週35時間勤務 月額197,887円 ～ 222,106円 ※本市職員としての経歴に応じて決定します。
諸手当	期末勤勉手当 年2回（6月・12月）年間最大4.50月分、支給基準に沿って在職期間、成績率に応じた割合で支給します。 *ただし令和7年6月の支給はありません。 通勤手当相当（片道2km以上の場合、上限月額55,000円）、時間外勤務手当相当が要件により支給されます。
社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険
災害補償	公務上の災害又は通勤による災害についての補償制度あり
服務	地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。 営利企業への従事（兼業）は可能ですが、その場合でも職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律は適用となるため、留意してください。（兼業先との所定勤務時間の合計が週40時間を超える場合は職務遂行に支障をきたす恐れがあるため、認められません。）
その他	・給与等支給日：当月20日 ・勤務条件については、関係条例や規則等の改正が行われた場合、その定めるところにより変更します。